

# 名古屋北部民商ニュース

名古屋北部民主商工会

〒462-0035 北区大野町3-19

TEL (052)915-8111

FAX (052)915-8114

E-mail jimukyoku@hokubuminsho.st1.jp

## 納税者の権利を守る民商を大きくしよう！

### 「調査報告書」を悪用した 無法課税とどうたたかうか

例年、税務署は7月の人事異動後に税務調査を本格化させてきましたが、最近は、4月、5月に始まった事例もあります。

「月間民商5月号」からポイントを紹介します。

○国税庁は、今事務年度中に内部事務のセンター化の全署拡大とKSK2(国税総合管理の次世代システム)への移行完了を予定。これにより、調査・徴収事務の効率化・高度化を進め、これまで以上に調査や徴収に力を振り向ける方針

○無予告で強権的な調査

「事前通知もなく突然訪問され、用があると言っても聞き入れられず2時間以上拘束された」「初めての面談で、10年分調査しますと言われた」「午前10時から6時間半、トイレ以外は昼食も休憩もないまま税務署で聞き取り調査を受けた」「自宅前で4時間張り込まれた」など警察の取り調べや犯罪捜査のような事例も

○「経費否認調査」の横行

接待交際費や旅費交通費、消耗品などを家事関連費と決めつけて否認する「経費否認調査」の広がり。事業との関連について、「何を買ったか」「どのように使ったか」「誰を接待したか」「目的は何か」などと逐一説明を求め、本人が示した資料も一方的に不十分と判断して否認するもの。

○「でっちあげ課税」も

国税庁は、事務運営に関する「特留事項」をまとめ、重加算税の賦課につなげる根拠として「質問応答記録書」の作成を重視する方針。調査を終えて署に戻った税務署員は「調査報告書」や「調査経過記録書」を作成するが、こうした内部文書に「売上をごまかした」「帳簿はない」など、納税者が実際には言っていないことを書きこむ事例。こうして悪質な納税者に仕立て上げ、調査対象年分を5年、7年と引き延ばして重加算税を課したり、消費税の仕入税額控除否認をしたりする調査。(岩手県や沖縄県などの民商から報告あり)

AIが調査対象を選定するケースなど、最近の税務署の方針、対策など、学習会を計画します。追ってお知らせします

【経費否認への対策】 記録保存と自主記帳が重要。「立証責任は税務署側にある」粘り強く交渉を…など学習しましょう



### 「生活保護制度」 弁護士 坂輪萌子(名古屋北法律事務所)

生活保護制度は、困窮する人々の最低限度の生活を保障し、自立を支援するための重要な社会保障制度です。その法的根拠は日本国憲法第25条に明確に位置づけられています。同条は「健康で文化的な最低限度の生活を営む権利」をすべての国民に保障し、国に対してその実現義務を課している点で極めて重要です。

しかし近年、世界的な物価上昇や経済不安、紛争の長期化などの影響により、生活困窮者の増加が指摘されています。こうした国際情勢は国内の雇用や賃金にも波及し、従来は生活保護の対象外であった層が新たに支援を必要とするケースも見受けられます。このような状況において、生活保護制度は単なる最後のセーフティネットにとどまらず、社会の安定を支える基盤としての役割を一層強めています。

一方で、制度の運用においては不正受給や財政負担の問題が議論されることも少なくありません。しかし、憲法の理念に照らせば、まず優先されるべきは人間の尊厳の確保であり、必要な方に適切な支援が行き渡る仕組みの整備です。国際情勢の変動を踏まえつつ、持続可能かつ包摂的な社会保障制度として、生活保護の在り方を不断に見直していくことが求められます。

### 愛商連総会・名古屋北部民商総会の成功へ、仲間を増やそう！

5月の常任理事会では、支部ごとに「会員訪問」を中心に行動することを決めました。

各支部、1ポイント～2ポイントの拡大(会員・商工新聞・共済会・婦人部・青年部のどれでもOK)にチャレンジを！